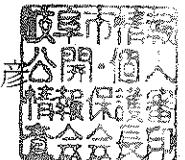


岐阜市行政第12号
平成25年4月12日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 幅 隆彦



公文書公開請求に対する非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成19年3月27日付け岐阜市ま開第286号で諮問のあった岐阜市長が行つた非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成19年2月21日付け岐阜市ま開第252号による公文書公開請求に対する非公開処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立ての主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

「平成19年2月21日付け岐阜市ま開第252号公文書公開請求決定通知書（以下「決定通知書」という。）記載の処分を取り消す。そして、再度、正しい情報開示を実施する。」との決定を求める。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立ての主張する異議申立ての理由の要旨は、異議申立書によれば、次のとおりである。

- (1) 岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成17年岐阜市条例第19号。以下「中高層建築物条例」という。）、岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成17年岐阜市規則第60号。以下「中高層建築物規則」という。）及び岐阜市建築紛争調停委員会規則（平成17年岐阜市規則第61号。以下「建築紛争調停委員会規則」という。）には、「中高層建築物の計画及び建築のための手引」（以下「手引」という。）は使用しないこととなったとの旨は、附則等にも全く記載されていない。

今回、手引の廃止に係る関係文書の情報公開を請求したので「手引は使用しないこととなった」ことが記載された関係文書の情報公開を求める。

- (2) 中高層建築物条例、中高層建築物規則及び建築紛争調停委員会規則は、平成17年3月30日制定、平成17年4月1日施行であるが、手引の廃止日の説明を求める。
- (3) 手引の廃止の決裁手続が実施されていないということは、現時点において、「手引は、全く無効である」と断定できる根拠を示すよう求める。
- (4) 手引を廃止するときに、何故、岐阜市民に対して周知しなかったか、その理由について、明確な説明を求める。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

- 1 異議申立て人は、中高層建築物条例及び中高層建築物規則等に、手引を使用しなくなった旨の記載がされていないことを主張し、手引を使用し

なくなつたことが記載された関係文書の情報公開を求めてい

しかし、当該請求は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「公開条例」という。）による公文書公開決定に係る事項ではなく、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立事項とはならない。

なお、岐阜市においては、平成元年から手引に従って中高層建築物の計画及び建築に関し行政指導を行ってきたが、さらに実効性を高めるために平成17年に中高層建築物条例及び中高層建築物規則を制定したものである。そもそも例規ではない手引について、必ずしも廃止の手続が必要であるとまでは言えない。

また、中高層建築物条例には経過措置が規定されており、手引が適用されなくなつたことで不利益が生じたとは考えられない。

2 異議申立人は、手引の廃止日の説明を求めてい

しかし、当該請求は、公開条例による公文書公開決定に係る事項ではなく、行政不服審査法の規定に基づく不服申立事項とはならない。

3 異議申立人は、手引の廃止決裁手続が実施されていないのに、現時点で手引が無効であると断定できる根拠を求めてい

しかし、当該請求は、公開条例による公文書公開決定に係る事項ではなく、行政不服審査法の規定に基づく不服申立事項とはならない。

4 異議申立人は、手引を廃止するときに、岐阜市民に対し手引の廃止について周知しなかつた理由の説明を求めてい

しかし、当該請求は、公開条例による公文書公開決定に係る事項ではなく、行政不服審査法の規定に基づく不服申立事項とはならない。

なお、中高層建築物条例の制定及び公布をもって、中高層建築物の計画及び建築に関する手続は岐阜市民に広く周知されている。

第4 当審査会の判断

1 異議申立ての理由（1）について

この点について、実施機関の陳述によれば、岐阜市においては、平成元年から手引に従って中高層建築物の計画及び建築に関し行政指導を行ってきたが、さらに実効性を高めるために平成17年に中高層建築物条例及び中高層建築物規則を制定したものであり、これに伴い、手引は不要となつたが、手引は使用しないこととなつたことが記載された関係文書はそもそも作成されておらず、存在しないことである。他に、異議申立人が公開を求める当該文書の存在をうかがわせる事実は認められないことから、実施機関の主張は是認できる。

したがつて、本件処分は、妥当である。

2 異議申立ての理由（3）について

異議申立人の「手引は、全く無効である」と断定できる根拠を示すように求めるとの主張は、「手引は、全く無効である」と断定できる根拠

となる文書（以下「当該根拠文書」という。）の開示を求めていいるものと解することができる。

この点について、実施機関の陳述によれば、当該根拠文書は、公文書公開請求当時作成しておらず、存在しないとのことである。

また、他に異議申立人が公開を求める文書の存在をうかがわせる事実は認められない。

したがって、本件処分は、妥当である。

3 異議申立ての理由（2）及び（4）について

異議申立ての理由（2）及び（4）については、いずれも本件処分の違法又は不当をいうものではなく、本件処分の取消しを求める理由にならない。

4 上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、3回にわたり意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかつたため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至つたものである。

第5 審査会の審査経緯等

平成19年	2月 5日	公文書公開請求
	2月 21日	実施機関による非公開決定
	3月 21日	上記非公開決定に対する異議申立て
	3月 27日	諮詢
平成24年	9月 21日	異議申立人に陳述書の写しを送付
平成25年	2月 15日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	3月 8日	審査会開催
	4月 12日	審査会開催。答申